ボーイスカウト新居浜第2団スカウトクラブ会則

(名称)

第1条 この団体を「ボーイスカウト新居浜第2団スカウトクラブ」(以下本クラブと言う) と称する。

(所在地)

第2条 本クラブの事務所は会長宅に置く。

(目的)

第3条 本クラブは団員、会員相互の親睦を図り、あわせてボーイスカウト新居浜第2団を 支援レスカウト運動の発展に資すると共に、地域社会との共存・協働を以て、より 良き地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本クラブは前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1. 会員相互の親睦を図るための事業
 - 2. ボーイスカウト新居浜第2団が行う行事・事業の支援・協力
 - 3. 地域社会との交流を深め、ボーイスカウト活動の教育文化を普及する事業

(会員)

- 第5条 本クラブの会員は次の通りとする。
 - 1. ボーイスカウト新居浜第2団のOB*ОGならびにスカウト運動の趣旨に賛同 する個人・法人とし入退会は随時とする。
 - 2. 会員には、個人会員、法人会員の2会員を設ける。
 - 3. 本会則を遵守しない場合は会員の資格を失う。

(会費)

- 第6条 本クラブの年会費は次の通りとする。
 - 1. 個人会員
- 3,000円
- 3. ただし、役員会の議を経て会費の徴収を免除することができる。

(登録料など(任意))

- 第7条 日本連盟への登録(任意)を申し出た会員の登録料(年)は別途次の通りとする。
 - 1. 日本連盟 7,500円

(経費)

第8条 本クラブの経費は会費および寄付金を以て支弁する。

(役員)

第9条 本クラブは次の役員および専門部部長をおく。

役員

1. 顧問 若干名

2. 会長 1名

3. 副会長 若干名

4. 理事 若干名

5. 会計役員 若干名

6. 会計監査 2名

7. 事務局長 1名

専門部部長

1. Web 部長 1名

2. 広報部長 1名

3. 涉外部長 1名

(役員の任務)

第10条 役員および専門部の任務は次の通りとする。

- 1. 顧問は必要時、会長の相談にのる。
- 2. 会長は会務を統括する。
- 3. 副会長は会長を補佐し必要時は代行する。
 - 4. 理事は会の運営にかかわる事項を担う。
 - 5. 会計役員は会務のうち会計事務を担う。
 - 6. 会計監査は会計処理の監査を担う。
 - 7. 事務局長は会務の事務を行う。
 - 8. 専門部は該当事項の専門的業務に当たる。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1年とし再任は妨げない。

(会議)

第12条 本クラブの会議は総会と役員会とする。定期総会は年1回定期に開催し、必要時 は会長が召集し臨時総会を開くことができる。

(議決)

第13条 総会および役員会は、それぞれ委任状を含め会員の過半数および役員の過半数 の出席で成立する。議決は出席者の過半数を以て決し可否同数の場合は議長の 決するところによる。 (総会)

- 第14条 総会は会員で構成し、次の事項を審議決定および会員間の交流を目的とする。
 - 1. 年間行事計画および予算
 - 2. 年間行事実績および決算
 - 3. 役員の選出
 - 4. その他必要な重要事項

(役員会)

第15条 役員会は役員で構成し、本クラブの会務を処理する。

(名誉役員)

- 第16条 役員会の議を経て名誉役員をおくことができる。名誉役員の会費は徴収しない。 (事業および会計年度)
- 第17条 本クラブの事業および会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (疑義解釈および改廃)
- 第18条 本会則の疑義は役員会で協議し、改廃は役員会で行い総会に報告する。

(付則)

- 1. 本クラブは平成24年10月6日発足する。
- 2. 本クラブおよび本会則は平成25年5月12日設立・制定・実施する。
- 3. 平成27年6月22日改定する。「第2条 本クラブの所在地」
- 4. 平成29年5月13日改定する。「第5条法人を挿入、第6条法人個人会費を設定、第 9条役員人数の設定」
- 5. 令和4年4月16日改定・実施する。「第3条地域活動を明記、第5条会員資格明記、 第6条登録料明記、第9条第10条役員の項改定、付則、付属規程、法に基づく規程 の項を設置」
- 6. 令和5年5月13日改定・実施する。「理事・専門部の設置、字句表現の一部修正」

(付属規程)

(法に基づく規程)

1. 個人情報保護に関する規程